

令和7年10月6日

稲沢市病院事業管理者
山口 竜 三 様

稲沢市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 萩 原 聡 央

稲沢市行政情報公開条例第15条の規定に基づく令和6年9月30日付け6稲病医第96号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

稲沢市病院事業管理者が令和6年3月15日付け稲沢市行政情報公開可否決定通知書で行った公開決定に関する処分についての審査請求について〔令和6年度諮問第2号〕

1. 審査会の結論

稲沢市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和6年3月15日付け稲沢市行政情報公開可否決定通知書で行った公開決定に関する処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2. 審査請求及び審査の経過

（1）審査請求人は、令和6年2月21日付けで稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第9条及び稲沢市行政情報公開規則（以下「規則」という。）第4条に基づき、稲沢市行政情報公開請求書を提出し、実施機関はこれを受理した。

情報公開請求の対象文書は、「平成28年8月12日、稲沢市民病院において実施された患者に対する頸部手術後に、患者が気道閉塞に陥り、低酸素脳症・死亡に至った医療事故に関して、診療を担当した看護師、医師らが作成し同病院に提出した報告書等の書面全部（診療録を除く）」、「医療事故に関して、稲沢市民病院の職員が作成した報告書等の書面全部」である。

（2）実施機関は、令和6年3月15日付けで公開決定を行った。

（3）審査請求人は、実施機関に対し、令和6年3月22日付け審査請求書により、公開決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審査請求人の主張は、公開された文書のほかに、患者の死亡に関して作成された以

下の文書が存在するものとして公開を求めるものである。

- ①稲沢市民病院院内事故対策会議の会議報告書（議事録を含む）全部（以下「本件会議報告書」という。）
- ②担当医師、看護師ら（主治医を含む。）が作成し稲沢市民病院に提出した患者の治療に関する報告書（診療録を除く。以下「本件報告書」という。）
- ③平成29年2月23日付け決裁文書（平成29年3月29日付け決裁文書によって変更される前の決裁文書。以下「本件決裁文書」という。）
- （4）実施機関は、令和6年6月7日付け弁明書及び本件審査請求により公開を求められていた本件会議報告書を審査請求人に送付した。
- （5）稲沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、本件審査請求について、令和6年9月30日付けで、実施機関から条例第15条の規定に基づく諮問を受けた。
- （6）審査会は、令和7年3月31日に審議及び実施機関の意見陳述を行った。

3. 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求により公開を求める文書（上記2－（1）－①ないし③の文書）は、審査請求人から提出のあった訴訟記録等により明らかに存在するものであり、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項本文）、「実施機関の職員が職務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）その他の情報であって、当該実施機関が保管しているもの」（条例第2条第1項）に該当することは明らかであるため、公開を求めるものである。

4. 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、概ね次のとおりである。

①「本件会議報告書」について

本件会議報告書は、実施機関において行った患者の医療事故に関する会議の記録書類であり、本件審査請求後に公開している。

②「本件報告書」について

本件報告書は、担当医師が単独で作成した書類であって、専ら自己の記憶を残した備忘録の役割にとどまるものであり、職員の報告段階の書類であることから、行政文書としての取扱いではないため、保管していない。

③「本件決裁文書」について

変更前の決裁文書は事務上必要なものとして利用・保管していないため、不存在である。

5. 審査会の判断

本件審査請求の対象となっている各文書について、以下のとおり検討行った。

(1)「本件会議報告書」について

本件会議報告書は、本件審査請求後に実施機関から公開されているため、審議の対象としない。

(2)「本件報告書」について

行政情報公開請求の対象となる「行政文書」の定義については、条例第2条第1項に「実施機関の職員が職務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他の情報であって、当該実施機関が保管しているもの」と規定されている。

なお、「職務に関して作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合と解され、また、「当該実施機関が保管しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）と解される。

本件報告書は、担当医師が単独で作成した書類であって、専ら自己の記憶を残した備忘録の役割にとどまるものであり、複数の職員による検討に付されておらず、組織共用文書であると考えられるような特段の経緯は認められない。

また、審査請求人は審査請求書において、訴訟記録を根拠に本件報告書が存在するはずであると主張しているが、行政文書の存在を明らかにするものではなく、実施機関の主張を覆す根拠とはならない。

よって、本件報告書は、組織共用文書の実態を備えておらず、情報公開請求の対象となる行政文書とは認められないことから、本件報告書が情報公開請求の対象に該当しないという判断に基づいて行われた本件処分については、妥当であると判断する。

(3)「本件決裁文書」について

本件決裁文書については、決裁文書の作成過程において破棄され、平成29年3月29日付けの決裁文書が新たに作成されたことを当審査会において確認した。破棄された本件決裁文書は、実施機関内で決裁を行うために使用している文書管理システムの履歴としては存在するものの、決裁はされておらず、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のものとは認められない。

よって、本件決裁文書は、組織共用文書の実態を備えておらず、情報公開請求の対象と

なる行政文書とは認められないことから、本件報告書が情報公開請求の対象に該当しないという判断に基づいて行われた本件処分については、妥当であると判断する。

6. 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7. 付言

審査会は、今回の答申において、上記の結論に達したが、本件審査請求に至った情報公開請求における実施機関の事務手続きについて、次のとおり意見を述べる。

審査請求人が本件審査請求を行った後、「稲沢市民病院院内事故対策会議の会議報告書（議事録を含む）全部」について、公開しているが、本来であれば、令和6年3月15日付けの公開決定の際に、他の行政情報と同様に公開されるべきものとする。

実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、請求内容を十分精査した上で、公開決定するなど適正な事務執行が図られるよう改善を求めるものである。

稲沢市情報公開・個人情報保護審査会

萩原 聡 央（会長）

三品 さくら（会長職務代理）

市橋 祐 樹（委員）

加藤 友 文（委員）